

6月16日（第2日）

6月16日(水)第2日 午前10時00分開議

出席議員

1番	長坂実子	2番	角増正裕
3番	重長英司	4番	岡野数正
5番	熊倉正造	6番	平川博之
7番	酒永光志	8番	上本一男
10番	沖元大洋	11番	上松英邦
12番	山本秀男	13番	胡子雅信
14番	林久光	15番	登地靖徳
16番	浜西金満	17番	山本一也
18番	吉野伸康		

欠席議員

9番 花野伸二

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	明岳周作	副市長	土手三生
教育長	小野藤訓	総務部長	山本修司
企画部長	奥田修三	危機管理監	佐野数博
市民生活部長	江郷壱行	福祉保健部長	仁城靖雄
産業部長	泊野秀三	土木建築部長	水頭顕治
教育次長	山井法男	消防長	丸石正男
企業局長	躍場克之		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	矢野圭一
議会事務局次長	長原範幸

議事日程

日程第1	一般質問	
日程第2	承認第1号	専決処分の報告と承認について(江田島市税条例等の一部を改正する条例)
日程第3	承認第2号	専決処分の報告と承認について(令和2年度江田島市一般会計補正予算(第10号))
日程第4	承認第3号	専決処分の報告と承認について(令和2年度江田島市水道事業会計補正予算(第5号))
日程第5	承認第4号	専決処分の報告と承認について(令和3年度江田島市一般会計補正予算(第2号))
日程第6	報告第1号	令和2年度江田島市一般会計継続費繰越計算書に関する

		る報告について
日程第 7	報告第 2 号	令和 2 年度江田島市一般会計予算の繰越明許費に関する報告について
日程第 8	報告第 3 号	令和 2 年度江田島市一般会計事故繰越し繰越計算書に関する報告について
日程第 9	報告第 4 号	令和 2 年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計予算の繰越明許費に関する報告について
日程第 1 0	報告第 5 号	令和 2 年度江田島市地域開発事業特別会計予算の繰越明許費に関する報告について
日程第 1 1	報告第 6 号	令和 2 年度江田島市水道事業会計予算の繰越に関する報告について
日程第 1 2	報告第 7 号	令和 2 年度江田島市下水道事業会計予算の繰越に関する報告について
日程第 1 3	議案第 4 6 号	江田島市工場立地法地域準則条例案について
日程第 1 4	議案第 4 7 号	江田島市手数料条例等の一部を改正する条例案について
日程第 1 5	議案第 4 8 号	江田島市下水道条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 6	議案第 4 9 号	令和 3 年度江田島市一般会計補正予算（第 3 号）
日程第 1 7	議案第 5 0 号	令和 3 年度江田島市交通船事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 8	発議第 1 号	地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出について

開会（開議） 午前10時00分

○議長（吉野伸康君） 皆さん、改めましておはようございます。

議員の皆さん、また執行部の皆さん、昨日に引き続いてきょうの議会御苦勞さまでございます。協力のほどよろしく願いをいたします。

それでは、ただいまから令和3年第2回江田島市議会定例会2日目を開きます。

ただいまの出席議員数は17名であります。

9番、花野伸二議員から欠席する旨、届出がありました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（吉野伸康君） 日程第1、一般質問をさくじつに引き続き行います。

一般質問の順番は通告書の順に行います。

7番、酒永光志議員。

○7番（酒永光志君） 7番議員、政友会の酒永光志でございます。

傍聴席の皆様には、朝早くから傍聴にお越しいただき誠にありがとうございます。また、ネット配信等で御視聴いただいている市民の皆様、誠にありがとうございます。緊張感を持って質問に臨みたいと思いますので、よろしく願いいたします。

最初に、新型コロナウイルスワクチン接種に当たり、日々奮闘されておられる協力医療関係の皆様、また、市役所をはじめとする関係行政機関の皆様、職員の皆様に敬意と感謝を申し上げます。ワクチン接種の早期完了に向け、引き続き御協力方よろしく願いをすることでございます。

それでは、通告に従い2項目の一般質問を行います。

1項目めの質問は、公共施設へのAED設置についてでございます。

市内公共施設へのAED設置は、市役所や市民センター、学校、栈橋待合所、スポーツ施設等多岐にわたっております。しかしながら、高齢者が多く集うサロンや百歳体操の実施会場となっています集会施設において、いまだ設置がなされていない状況があると思います。施設利用者からも要望も強く、また参加する高齢者が安心して施設利用ができますよう設置を進めるべきと思いますが、市のお考えを伺います。

2項目めの質問は、市スポーツ施設の管理運営についてでございます。

能美運動公園や市総合運動公園のテニスコートにおいて、利用者の半数以上が児童の場合、利用料が全額免除となっているため、市外からの予約でコートが押さえられ市民が利用できないことがあると聞いております。

市外からも利用者が増加することは、交流人口の拡大という点において喜ばしいことと思いますが、市民が利用できにくくなる状況は施設の設置目的からも芳しいことではないと思います。まずは、市民が利用しやすい環境を整えるべきと考えますが、市の考えを伺います。

以上、2項目の質問事項について、市長並びに教育長の答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 失礼いたします。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

酒永議員から2項目の御質問をいただきました。まず、私が1項目めの公共施設へのAED設置についてお答えをさせていただきます。その後、2項目めの市スポーツ施設の管理運営について、教育長から答弁をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、1項目めの公共施設へのAED設置についてでございます。

AED自動体外式除細動器につきましては、心臓がけいれんをし血液を流すポンプ機能を失った状態、いわゆる心肺停止状態となった場合に、電気ショックを与え正常なリズムに戻すための医療機器でございます。これは、平成16年から医療従事者ではない一般の市民の方でも一定の条件下におきまして使用が可能となり、現在では日本中の数多くの施設に設置がされており、江田島市におきましても現在55か所に設置しております。

本市では、この設置につきまして、一般財団法人日本救急医療財団が策定をいたしましたAEDの適正配置に関するガイドラインを参考とすることとしております。そのガイドラインでは議員もおっしゃられましたけれども、設置を勧奨する例といたしまして、駅や空港、スポーツジム、多数集客施設、市役所、公民館など比較的大きな公共施設、交番、消防署等の人口密集地域にある公共施設、学校など13の具体例を挙げております。

本市の公共施設につきましては、おおむねガイドラインに即した設置がなされているものと認識をしております。また、消防本部では救急車や消防車への配備、さらには市民の皆様への貸し出し用として3器準備をいたしておりますので、ぜひ御活用をさせていただきたいと思っております。

今後もAEDの設置につきましては、ガイドラインを参考としながら適正配置に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 小野藤教育長。

○教育長（小野藤 訓君） 酒永議員からの2項目めの、市スポーツ施設の管理運営についての御質問にお答えさせていただきます。

本市のスポーツ施設といたしましては、スポーツセンターや体育館、武道館及び総合運動公園、能美運動公園などの公園施設、そのほかにも学校の屋内運動場、屋外運動場などがございます。これらの施設は、スポーツの普及振興と市民の体力向上を図るため設置しているものでございます。

スポーツ施設の利用を希望する場合は、それぞれの施設で管理者のいない施設につきましては生涯学習課で利用申請を受け付けております。これまで利用申請につきましては、市民も市外の方も同様に予約順に受け付けております。そのため、市民がテニスコ

ートを利用したいと希望しても、先に予約が入っていれば利用ができないという場合も生じます。これまでは施設の利用状況には余裕があり、こうした予約が重なるケースがありましても、予約時間や予約日を変更するなどして調整してきております。

施設利用料の減免につきましては、利用者の半数以上が児童、障害者及び高齢者の場合は使用料を減免する規定がございます。これは当初、市民を対象とする想定で規定したものでしたが、令和2年度から広く江田島市へ来島を促すために、市外からの利用者につきましても使用料の減免を適応しております。

今後は、市行財政経営計画における事務事業総点検の中で見直しを図ってまいります。

引き続き、体力の向上や健康増進のため、市民が利用しやすいスポーツ施設の管理運営に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 酒永議員。

○7番（酒永光志君） それぞれ2項目の質問に対して、答弁をありがとうございます。

それでは、1項目めの公共施設へのAED設置について再質問をいたします。

一般財団法人日本救急医療財団が策定したAEDの適正配置に関するガイドラインにおおむね即した設置がなされ、55か所の公共施設に設置されており、今後もガイドラインを参考に適正配置に努めるとの答弁がございました。

私が今回質問に至ったのは、百歳体操やサロンの参加者から、会場となる集会所にAEDが設置されていないので設置をお願いしてほしいとの要望が寄せられたことにあります。全部の集会所に設置は無理でも、百歳体操やサロンで高齢者の方が集い、また各市民団体の会合や葬儀の会場ともなる多目的な集会施設には、設置する必要があると思いますが、考えを伺います。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 多目的な集会施設への設置についてでございます。

本市のAEDにつきましては市長答弁にありましたように、おおむねガイドラインに即した設置がなされていると思っております。

また、本市の集会所となる市民文化系の公共施設、これにつきましては文化活動や介護予防教室などで利用はされております。その中でAEDが設置されていますのは、実際に職員などがおります有人施設でございます。そうした中議員がおっしゃられるように、葬儀などを含みます多目的にしかも多くの市民の方が利用している施設であるならば、無人施設であってもガイドラインの中で検討されるような施設であるとは思いますが、そのため、施設の管理者がその利用状況等を鑑みながら、AEDの設置を検討するものと認識をしております。

また、AEDの設置の要望等がある場合につきましても、同様だと考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 酒永議員。

○7番（酒永光志君） 施設管理者が利用状況を鑑みAEDの設置を検討するものと認識をしておるといふ答弁がございましたが、多目的集会所の管理者は産業部と思いま

す。泊野産業部長、利用者の安全安心につながる機器であり、ぜひ設置をお願いしたいと思いますが、管理者としてどうでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） AEDの適正配置に関するガイドラインには、AEDの設置に当たって目安となる心停止の発生頻度として心停止が2年に1件以上目撃されている施設や、50歳以上の成人250人以上が一日16時間以上常在している施設で救命率向上が証明されているというふうでございます。

また、ガイドラインのおしまいに単にAEDの設置数をふやすだけでは、必ずしも十分な救命率の改善は望めない。効率性を考えた戦略的な配置と管理と教育、訓練など、いざというときにAEDが機能するような、日頃からの準備をさらに充実させるべきというふうに書いてございます。

そこで、高祖多目的集会所の利用状況なんですけれども、令和2年度の年間利用者数が1,509人でした。これは5年前の平成28年度には年間利用者数が2,540人でしたから、約4割近い減少となっております。ただ、利用者が少ないから設置はできませんというようなことを言うつもりはございません。

しかしながら、人の命の平等性とか行政の公平性、そういったものを考えたときにここだけに特別なことはできませんので、地域の皆さんとの対話ですとか、あるいは救急医療の専門の立場の方に御意見を伺いながら、設置に関する検討を進めてまいりたいとそうように思っております。

○議長（吉野伸康君） 酒永議員。

○7番（酒永光志君） 一度に幾つもの集会所にというんではございません。私はたまたま高祖の集会所の隣に住んでおりますので、利用状況等も把握しておるつもりでございますけれども、ただその中で高齢者が集まってサロン、百歳体操を頑張っております。その利用者からそういうようなAEDの設置の要望があったということで、やはりこれは無視することはできないと思います。

先ほど答弁の中でありましたがAEDを設置しておるからといってそれがすぐ延命、救急につながるかっていうような、それを使うことができないとそれは置いておるだけという一面も確かにあります。ですから、それについては、今後また今の訓練であるとか出前講座云々でまた質問させてもらいますけれども、そういうことを頑張らせていただいて、やっぱりそこにAEDが設置されておる安堵感というのもあると思うんですよね。そういうところを加味、考慮していただきながら、やはりこの物については設置を進めていただきたいとこのように思います。

次に、認定こども園でございます。認定こども園については、みたかしか設置されていないと思うんです。他のこども園にも設置が必要だと思いますけど、これについてはどうでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 仁城保健福祉部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 認定こども園への設置についてでございます。

平成25年に策定をされました当初のガイドライン、これには小学校や中学校までは設置の例がございましたけれども、幼稚園や保育園等は含まれておりませんでした。こ

これは、幼児期における心停止の頻度は非常に低く、幼稚園などでのAED効果に対するエビデンスは明らかではないとの理由によるものでございます。

しかしながら、平成30年補訂版が改定されたわけですが、そのガイドラインではAEDの設置が考慮される施設の中に、保育所や認定こども園が追加されております。そのため市といたしましては、設置されていない認定こども園への設置は進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 酒永議員。

○7番（酒永光志君） ならですね、同じ認定こども園で設置してあるところ、未設置のところがあるのは、早期に解消すべきと思います。この設置を進めるということでございましたので、よろしく願いをいたします。

次に、AEDの保守管理や点検状況について伺います。

どこが担当し、どのようにされていますか伺います。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 現在AEDの実際の管理につきましては、江田島市AED設置及び管理要綱におきまして役割の分担をしています。実際の保守管理につきましては、施設管理者が実施することとしておりまして、その総括といたしまして取りまとめは福祉保健部で行い、管理台帳を管理をしているところでございます。

また、研修につきましては消防本部で行っております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 酒永議員。

○7番（酒永光志君） 管理台帳は福祉のほうで管理し、AEDの保守管理はそれぞれの施設管理者で個々に管理をされているとのことでした。

私は、AEDの保守管理はばらばらではなく一括管理、これは例えば危機管理課で一括管理、またあるいはどこかの課で一括管理をすれば、より効果的に定期点検や更新等の機器の管理ができると思いますが、この点について伺います。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） AEDの保守管理を一括管理ということでございます。

現在はそれぞれの施設管理担当課で管理をしておる理由といたしまして、それぞれの職員に対しまして、AEDの設置の意義やその意識づけを行うという意味もございまして、また施設の管理上のこともございます。

また、点検につきましては実際は機器のリース契約を行っておりますので、そのリース契約におきまして事業者にご依頼しているところでございます。

しかしながら、先ほど議員から言われましたように効率的な機器更新という面等もございまして今一度検討してまいります。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 酒永議員。

○7番（酒永光志君） ぜひ検討をお願いしたいと思います。

こういう一連の保守管理をするということは、例えばリース契約、その他もろもろのことについても非常に管理がスムーズにいくんじゃないかと思うんですよね。建物の管理は当然それは施設管理者が行う。AEDについては当然管理者のそれについてのチェックはするとは思いますが、AEDの一元管理ということをぜひ進めていただきたい、このように思います。検討をよろしく願いいたします。

次に、AEDが設置されてあっても、いざというときに使えなくては意味がないと思います。心肺蘇生法の講習会やAEDの取扱講習、出前講座の実施状況及び今後の取り組みについて伺います。

○議長（吉野伸康君） 丸石消防長。

○消防長（丸石正男君） それでは、まずAED機器の取り扱いの講習について説明いたします。

市民の皆様の救命率の向上のため、消防本部が開催する普通救命講習や応急救護講習で実施しており、これらは出前講座としても開催しています。

実施状況についてですが、平成28年度から令和2年度までの過去5年間の合計は、講習回数248回、受講者数5,916人でございます。令和2年度は講習回数29回、受講者数357人となっております。これは新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、少し開催数が減少しています。これは、令和元年からこういう状況です。それ以前の平成30年までは、1,900人以上は講習を受けてくださっています。

それと、今後の取り組みについてでございます。コロナ対策を十分取りながら実施していくとともに、新しくAEDが設置された場所とか市民の皆さんが多く集まる場所については、今後とも消防のほうから積極的に声をかけ、受講を呼びかけていきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 酒永議員。

○7番（酒永光志君） わかりました。

例えば講習等を受けた場合に、よく終了証等の発行とかいうふうなのをなされとるんですが、それはないんですか。

○議長（吉野伸康君） 丸石消防長。

○消防長（丸石正男君） AEDだけに限った受講証、いわゆる終了証ですか、ああいうのはありません。あるのは、3時間の受講時間が必要な普通救命講習というのがあります。それは当然AEDの講習もあります。その分は、終了証が免許の大きさと、プラスチックでできた終了証を発行しています。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 酒永議員。

○7番（酒永光志君） わかりました。引き続いてよろしくお願ひしたいと思ひます。

市長答弁にありましたAEDの適正配置に関するガイドラインには、AED使用の教育、訓練の重要性も述べられております。市民の安全安心のためにも、AEDの設置や取り扱いに係る講習等、積極的な取り組みをお願いしたいと思います。

それでは2項目め、市スポーツ施設の管理運営について再質問いたします。

最初に、各運動公園のテニスコートの利用状況及び市民、市外利用者の内訳が分かれば教えてください。

○議長（吉野伸康君） 山井教育次長。

○教育次長（山井法男君） テニスコートの利用状況と利用者数についてのお尋ねです。

まず、利用率につきまして令和2年度の数字ですけれども、総合運動公園が5.8%、能美運動公園が9.9%です。これは、開園時間である朝9時から夜10時まで、全てのテニスコートが利用されていれば100%になるという計算での数字で、総合運動公園が5.8%、能美運動公園が9.9%です。

両方とも10%を切る状況ですけれども、平日は利用者数が少なく土日が多いのではないかと思ひ、土日のみでの数字を出してみました。土日のみでの利用率を言いますと、総合運動公園が14.3%、能美運動公園は7.2%という結果となり、総合運動公園は土日の利用が多く、能美運動公園は平日のほうが利用が多いという状況です。

次に、利用者数について市民と市外利用者の内訳がどうかというお尋ねです。

こちら令和2年度の利用者数で言いますと、総合運動公園のテニスコートの利用者総数が2,121人、そのうち市外の方の利用が350人、次いで能美運動公園ですけれども、能美運動公園のテニスコートの利用者総数が5,329人、そのうち市外の方の利用者が323人という状況です。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 酒永議員。

○7番（酒永光志君） わかりました。利用率は10%に達していない、ただ土日については若干その倍くらいの伸びがあるというところがわかりました。使用者についても市外の方が随分まだまだ少ないなという感もありますし、この中でバッティングするところはというところ、結構聞くよりもちょっと少ないという印象を持ちました。

ただ、答弁の中に、令和2年度から市外からの利用者について使用料の減免を適用しているとありました。江田島市民を対象とした減免基準を、市外からの利用者にも適用した根拠について教えてください。

○議長（吉野伸康君） 山井教育次長。

○教育次長（山井法男君） 減免の根拠についての御確認です。

公園内にあるテニスコートの利用料は、江田島市立公園設置及び管理条例に規定しております。減免につきましては、条例第16条で、市長は公益上その他特別な理由があると認めるときは、有料公園施設等の使用料の全部または一部を免除することができる、と規定しております。

では、その公益上その他特別な理由とは何かということになります。それを定めたものが、江田島市公の施設の使用料の減免に関する要綱及び江田島市教育関係施設使用料の減免に関する要綱で、いずれも平成23年4月1日から施行しております。

こちらの減免要綱で、幾つかある減免基準項目の一つとしまして、利用者の半数が児童、障害者及び高齢者の場合という項目がございます。昨年度、令和2年度から市外からの利用者につきましてもこの条項を適用しているということでございます。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 酒永議員。

○7番（酒永光志君） 現行条例等の規定には、市外の方の利用者の減免規定はないと思います。現在の市外の利用者に対する減免は私は直ちに是正して、本来の市民に対する減免規定に戻すべきと思いますけれども、伺います。

○議長（吉野伸康君） 山井教育次長。

○教育次長（山井法男君） 市外利用者に対する減免は直ちに是正してはどうか、とのお尋ねです。

本市では、行財政経営計画を令和3年2月に策定しております。使用料・手数料の見直しにつきましても実行項目の一つとしておりまして、行財政経営計画の中の使用料・手数料の見直しの中で、現在使用料や手数料を徴収していないもののうち、受益者に負担を求めるべきものがないかについても点検するとしております。

今年度の事務事業総点検の一つとして使用料、手数料の見直しにも着手することとしておりますので、そちらでしっかりと議論し早期に実施すべきものは早期に実施したいと考えております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 酒永議員。

○7番（酒永光志君） 答弁の中で、市財政経営計画における事務事業総点検の中で見直しを図るとありました。そもそも、現行の減免基準はどこから始まったのでしょうか。江田島市行財政改革実施計画において、歳入財源確保の一環として使用料・手数料の見直しの基本方針を策定し、受益者負担の適正化を図ることとし、その中で江田島市民に対する減免基準が定められたのではないですか。

使用料等の全体的な見直しは事務事業の中で、その総点検の中でやればよいと思えますけれども、市外の利用者に対する減免は即刻私は本来の姿に戻すべきと思います。

総務部長、行財政改革担当としての見解をお伺いします。

○議長（吉野伸康君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 酒永議員から、使用料・手数料の見直しの基本方針についての御質問でございます。

この基本方針は、平成21年、約12年前に私自身が行財政改革の推進室長として策定に携わったものでございます。今回御質問いただきました使用料の減免基準の市外の方への対象の拡大ということについては、策定のときに私自身も想定していなかったものでございます。

今回の件は、使用料・手数料の受益者負担の原則という、酒永議員もおっしゃっていただきましたが、その改革の原点に立ち返ったところでの考え方の議論が十分に尽くされていないと私自身も感じております。これは、もっと元をただしますと健全な行財政経営を目指すという市役所自身のガバナンス、組織統治の問題でもあるというふうに感じております。

また、教育委員会の取り組みでいいますと、今年度は生涯学習施設の長寿命化計画の策定の年度ともなっております。受益者負担の原則とこれからの生涯学習施設の長寿命

化、それと一方でそうはいいながらも、本市においては平成28年に広島市とほか23市町と、平成29年には呉市とほか6市町と広域連携都市圏を形成しておりまして、この広域連携都市圏の取り組みの中では、子供たちに対して施設利用を幅広く使っていたらこうということで、特に今進んでおりますのが、文化施設などではこの広域連携都市圏の子供たちは施設利用を無料化するというこも、広域連携の取り組みの中では進んできております。ですので、歳入確保のための受益者負担の原則の徹底、そして本市の大事な生涯学習施設の長寿命化、さらには広域連携の中で行政サービスをより市民の皆さんに幅広く使っていただくという取り組み、この3つの視点から、総合的に先ほど教育次長のほうからも答弁がありました事務事業の総点検の中で勘案しながら、使用料・手数料の見直しについては全庁的な協議を進めてまいりたい、このように考えております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 酒永議員。

○7番（酒永光志君） 総務部長の答弁、わかりました。

広く江田島市への来島を促すためにという答弁があったわけです。ただ行財政改革で歳入確保の観点から使用料・手数料の見直しの基本方針を定めたんですから、それに反するような拡大解釈はすべきでないと思います。そこはまた是正できれば、市民が利用しやすい環境が少しでもできてくるんじゃないかなと思います。

次に、運動公園やスポーツセンターの市外利用者の利用料の差異について伺います。

スポーツセンターの市外利用者は5割増しの額にするとされていますが、運動公園にはこのような規定はありません。スポーツセンターのアリーナの使用料、照明料は使用面積によって2分の1、4分の1になりますけれども、柔道場は使用料は2分の1になりますが、照明料は全面のみとなっております。公平な観点から、この見直しも必要と思われるのですが伺います。

○議長（吉野伸康君） 山井教育次長。

○教育次長（山井法男君） スポーツセンターの柔道場の使用料についての御質問です。

スポーツセンターの利用料は、江田島スポーツセンター設置及び管理条例に規定しております。議員御指摘のとおり、柔道場の使用料は全面使用の場合1時間につき1,030円、2分の1使用の場合は510円と規定しております。しかしながら照明につきましては、全面使用の場合1時間につき300円という規定があるのみで、片面使用の場合の使用量が規定されておられません。

したがって、現状では全面使用であっても片面使用であっても、照明料については同額の1時間につき300円が適応されております。この点整合性が取れていないように感じますので、照明料の設定につきまして使用料の設定との整合性を図るよう、こちらも事務事業総点検の中で合わせて検討させていただきたいと思っております。

また、ほかの施設にも同様のケースがないか確認をすることといたしたいと考えております。

○議長（吉野伸康君） 酒永議員。

○7番（酒永光志君） そのようによろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、施設の使用申請書等について内容が統計の取りやすいものになっているのか、必要事項が確実にその申請書に記入されているのか、利用状況等を聞かれてもすぐ答えることができる状況にあるか伺ひます。

○議長（吉野伸康君） 山井教育次長。

○教育次長（山井法男君） 施設の使用申請書の記入項目についての御質問です。

使用申請書につきましては、施設ごとにそれぞれ関係規則で様式を定めております。統計の取りやすいものになっているかと言われますと、全ての申請書がそうになっているわけではありません。

例えば、スポーツセンターの利用者欄は一般、小・中・高、高齢者と細分化されているのに対し、運動公園の使用申請書は小人、大人の2区分しかありませんので、そちらのことをおっしゃっているのだと思ひます。これらにつきましても、改善すべきことは改善するという思いで様式の見直しに努めたいと考えております。

○議長（吉野伸康君） 酒永議員。

○7番（酒永光志君） ありがとうございます。そのようにぜひお願ひをしたいと思ひます。

また、使用申請書の記入なんですけれども、そこらあたり現場での対応者の教育というのにも必要だろうと思ひますけれども、例えば20人ぐらいが使用する場合に代表者の名前のみ書かれて、利用者何人となります。そのときに、市外テニススクール等の利用者は結構予約を取られるみたいで、そこらあたりは、個人の申込みでなくて、現実に即した何々の団体というようなところもやっぱり記入も必要なんじゃないでしょうか。

やってみればグループと思ひきや、その状況を見たらテニススクールのTシャツを半数以上の者が着てテニスをやっておるということになってきますと、テニススクールというのが、私はどちらかといえば営利団体のような気がするんです。ボランティアでテニススクールでテニスを教えておるということならまだ分かるんですけども、そこらあたりも丁寧な取り組みが必要ではないかと思ひます。

最後に、運動公園やスポーツセンターの設置及び管理条例には、江田島市民の健康促進に寄与するため、また市民福祉の増進に寄与することということを目的とするとあります。利用者の声または現場での声を聞き、誰のための施設か、施設の設置目的がどこにあるかを私は再認識する必要があるんじゃないか、このように思ひます。

今後とも、市民の皆さんが安全安心してみずからの健康増進につなげられる施設づくり、管理運営をお願ひいたしまして、以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（吉野伸康君） 以上で、7番、酒永議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。この時計で10時55分まで休憩いたします。

（休憩 10時44分）

（再開 10時55分）

○議長（吉野伸康君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

6番、平川博之議員。

○6番（平川博之君） おはようございます。

6番議員、公明党の平川博之でございます。本日ネット配信、御視聴いただいている皆様、本当にありがとうございます。

それでは、通告に従い質問します。

避難所施設の運営の取り組みについてであります。最初に、長期にわたり新型コロナウイルスとの戦いに従事して下さっている医療関係者全ての方に改めてお礼申し上げます。新型コロナウイルスとの戦いも一年半を越えました。そこでこれからの季節、大雨、地震等といった天災により、いつ避難行動をさせられるか分からない状況が考えられる中、多くの方が様々な不安を抱えております。

そこで、避難所施設の運営の取り組みについて、どのような取り組みやお考えが行われているのか伺いたします。よろしくお願ひします。

○議長（吉野伸康君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 平川議員から、避難所施設の運営の取り組みについて御質問をいただきました。お答えをさせていただきます。

避難所開設には、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、万全を期す必要がございます。避難所の運営につきましては、令和2年6月に策定いたしました避難所開設運営マニュアル新型コロナウイルス感染症対策編に基づき、マスクの着用、手指の衛生や密閉・密集・密接の3つの密を回避するなど、感染防止対策を実施し運営をいたします。

具体的には、全ての一時避難所に非接触型の体温計や消毒液を配備し、避難者の皆様には健康チェックシートへの記入をお願いすることといたしております。3つの密や飛沫感染を防ぐため、一時避難所の定員を半分とするほか、段ボール製の間仕切りやテントを準備し、さらに高齢者の方や体調の優れない方に対しては簡易ベッドまたは段ボールベッドも準備いたしております。

発熱など体調不良が認められる場合には、他の部屋または他の施設へ避難していただくこととしております。また、自宅待機をされている感染者や濃厚接触者の方がおられた場合は、県の保健所と連携し避難行動への対応が取れるようにいたしております。

これら感染防止に関する避難所設営訓練を昨年度は7つの自治会で実施し、実際に避難所において段ボールによる間仕切りの設置などを行いました。避難所での感染を防ぐため、できる限りの感染症予防対策を行い、安心して避難していただけるよう努めてまいります。

さらに、広島県では本年5月から各市町と協力して導入しました、各避難所の混雑具合を一目で判別できるウェブサイトのVACANというサイトが運用されております。このウェブサイトは、密になっていない避難所に避難を促すものであります。全国では広島県が初導入となり、本市でも、次の避難所開設時からスマホなどにより混雑確認が可能となってまいります。授乳室、洋式トイレの有無などの設備についても確認することもできます。このウェブサイトにつきましては、来月の7月広報紙でお知らせするなどさらなる周知を行ってまいります。

また、避難指示等の発令時に周辺の指定避難所までのルート表示など、避難行動を支

援することを目的にした避難所へGo!という携帯電話のアプリケーションの9月導入を目指して、さらなる安全安心な避難行動ができるよう整備を進めてまいります。

合わせて、市民の皆様には安全な場所にいれば避難する必要がないこと、また避難先は安全な親戚や知人の家も選択肢となります分散避難についても、広報紙や市民対象の出前講座などで引き続き周知をしてまいります。

コロナ禍におきましても安心して避難できる避難所の環境改善に向け、これからも計画的な環境整備に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 平川議員。

○6番（平川博之君） ありがとうございます。

それでは、幾つか再質問をさせていただきたいと思います。

今市長の答弁にありました、施設内の3密を回避するために段ボール間仕切りの設置などを行っているとありました。

現在ワクチン接種も進み、多くの高齢者も接種が終わっていくと思いますが、高齢者の中には何らかの理由により接種できない方もいると思われれます。間仕切りは大変いいことだと思いますが、遮蔽することにより外部から中の様子が見えないため、もし体調を壊し声も出せない状況になった場合、対応することが難しいと思います。

ここで提案でございますが、高齢者お一人の方に対し見守り対策ということで、鈴ですけど、ちなみにその病院でいうナースコールのようなものと考えてもらったら結構なんですけど、これを代用品と思って市民の方に助けを呼ぶようにすれば、高齢者の方も安心されるんじゃないかと思うんですが、この辺ちょっといかがですか。

○議長（吉野伸康君） 佐野危機管理監。

○危機管理監（佐野数博君） 避難場所におけます、そういった御高齢の方への医療体制ということの御質問かと思えます。

避難所におきましては、受付時ですとか翌日、日が変わった場合ですが、その翌日の朝など、定期的に健康チェックカードを活用して避難者の方の健康確認を行うようにしております。また、避難所には常時職員等が配置されておりますので、日々の確認もしているところであります。

また、病気などで緊急に医療機関への搬送が必要な状態になった場合は、速やかに救急要請をするようにしております。そこまでいかなくても、発熱など軽度の体調不良、そういった方がいた場合には専用スペース、別のちょっと隔離するような部屋を併設してありますので、そちらのほうへ移っていただいて注意して見守る体勢を取るようしております。

また、御高齢の方が基礎疾患などをお持ちの人で体調不良になった場合には、重症化するリスクも高いですので、常時配置というのは無理ですけども、必要に応じまして保健師等を避難所に派遣して健康状態の確認等を行うようにしております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 平川議員。

○6番（平川博之君） 本当に江田島市は4割を超える高齢者の方がいらっしゃいま

すので、ここまででいいだろうということはまずないと思います。本当に様々な取り組み、またそういった見守りに対するケアのほうもしっかり取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

関連になると思っておりますが、以前に比べてコロナの猛威がいつきのことを思えば多少減少してきたものと感じております。そこで、避難場所で体調を壊された方が出た場合、大雨などで、もしそこにいろんなケアされる方がいらっしゃるっていう答弁だったんですが、大雨で例えば道路が寸断されたりとかした場合、救急車等で搬送しようと思ってもなかなか道路が土砂で通れないとか、そういった困難も出てくると思います。患者を救うことが当然できなくなります。

そこで、江田島市内で働く医療従事者の方の、例えば住所、連絡先などを名簿化することによって、避難所にいらっしゃる方に一番近い方を救援要請とか応急手当のお願いをしていただくとかいう、これは医療従事者の御協力も必要になってきますが、こういったことをすれば、これはあくまでも緊急事態を優先なんですけど、こういった取り組みもしていったら、多分今回のコロナで避難場所の会場も多くなってそういった携わる方が数少なくなると思うんですが、こういったところって検討いただけないか、もうやっているのかちょっと教えてもらいたいと思います。

○議長（吉野伸康君） 佐野危機管理監。

○危機管理監（佐野数博君） 江田島市内の医療従事者の方を名簿化するっていうところまでは、できてというか考えてはおりませんが、そういった要支援の必要な方に対する避難計画等は、これから福祉保健部等と連携しながら計画を立てていく必要があるかと思っております。

また、今コロナ禍ですから分散になっていることになってくるんですけども、答弁のほうにもありましたけども、御自宅がまず避難をしなくていい場所なのかどうかをまず確認していただいて、もしくは御親戚の方、お宅へ頼るとかそういった分散避難もしていただきながら、最悪体調不良とかになった場合は、速やかに救急要請のほうをしていただければ早めに対応もできるかとは思っています。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 平川議員。

○6番（平川博之君） 本当に平成30年の7月豪雨のときも、本当に道路が遮断されて大変苦しんだ方が、これ実際にありました。人命にはなかったんですが、そういったこともありますので、例がないわけでございませぬので、そういった検討をしていったら私はいんじゃないかと思ってこれをちょっとお聞きしたんで、よろしくお願いいたします。

先ほどから分散、分散って言っただけですが、このコロナ禍の中、3密を防ぐために分散避難が考えられておりますが、現在市内に避難施設として考えている施設の数は幾つございますか。お願いします。

○議長（吉野伸康君） 佐野危機管理監。

○危機管理監（佐野数博君） まず一時避難としましては、23か所を用意しております。その後、今現在は密を回避するために収容人数も半分にしておりますので、その

使用者数によっては対応しきれない場合は次の避難所も当然確保しておりますので、そちらのほうへ移っていただくということになります。

先ほど言いましたウェブサイトのほう、VACANというウェブサイト、そちらでその施設が今どういう状況にあるかというのも事前に確認ができますので、まず避難する場合は、大雨等で避難ができないような状況になる前に避難指示は出すことになりますから、その段階で落ち着いて状況を確認していただいて避難、向かえる避難所へ向かっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 平川議員。

○6番（平川博之君） わかりました。23か所ということだったんですが、多分この数で十分かどうかというのは私はちょっと疑問がありますので、今後もそういった避難施設として使用できる場所の検討もお願いしたいと思いますので、お願いします。

次に、備蓄品について伺いますが、先ほどの市長答弁にもありましたが、消毒液も配備してと言われておりましたが、それは全ての避難施設に行き渡る数はあるんでしょうか。そこをちょっと教えてください。

○議長（吉野伸康君） 佐野危機管理監。

○危機管理監（佐野数博君） 避難所におきます備蓄につきましては、災害時の備蓄計画というものがございまして、それに基づき設定をしております。食料ですとか飲料水また生活必需品など定めております。それら定めております必要数については備蓄をしております。

そのほか、新型コロナウイルス感染症対策としましての消毒液ですとか非接触型体温計、また先ほどから言っております段ボール間仕切り、簡易ベッド、段ボールベッド、そういったものを一時避難所ですとか防災倉庫のほうに備蓄をしております。食料につきましては、現在1万8,423食分、飲料水は500ミリリットルのペットボトルで2万5,400本という十分、これは南海トラフ巨大地震が起こった場合に想定される避難者人数というのが計画で設定されておるんですが、その人らに一日まず耐え得るだけの食料等を備蓄しております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 平川議員。

○6番（平川博之君） わかりました。ありがとうございます。

ちょっと確認した部分は、消毒液とかそういった部分だけじゃないんですが、よくテレビとか世間のうわさで、マスクがなくなるとか、トイレットペーパーがなくなる言うたら一気に店頭からそういった品物が消えて、慌てるようになっちゃいけないんで、ちょっと確認させてもらいました。これからも、安全安心なまちづくりのためによろしくお願いいたします。

続きまして、先ほどから危機管理監も市長答弁にもありましたが、一目で判別できるウェブサイトの運用と答弁がありました。VACANですかね。すごくいい取り組みだと私は思うんですが、しかし、若い世代の方には情報提供として大いに役立つと思いますが、今回のワクチン接種の予約でもわかるように、高齢者の方にとってはインターネ

ット等を使いこなせる方が少ないということでございます。

そこで、ワクチン接種が進みコロナが落ち着けば、老人会等の会合に参加し命を守る防災の取り組みとして、スマホの便利な使い方一人でも多く慣れていただく方をふやす取り組みを行うことにより、災害が起こった際に近所の方を避難施設等安全な場所とともに移動できると思うんですが、この点はいかがでございましょうか。

○議長（吉野伸康君） 佐野危機管理監。

○危機管理監（佐野数博君） 今のVACANにつきましても、パソコンとかスマホで確認をしていただく必要があるものにはなるんですけども、今、総務省で令和2年度のスマートフォン保有率でいきますと、個人が約67.6%、世帯で持っているかどうかというのは83.4%の方が今スマホを持っています。御高齢の方でも簡単なスマホってというのが扱えられておりますけれども、そういったことを促しながら、持っている方には先ほど議員がおっしゃられましたように、使い方のそういった周知等をできればいいかとは思いますが、今そこまではちょっと検討できておりませんので、これから検討していきたいなと思います。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 平川議員。

○6番（平川博之君） 本当よろしくお願ひします。本当にアプリを取ったらいいいんよいうても、アプリって何ならいう高齢者がいっぱいいらっしゃるんですよ。そういうのを取ってあげて、お母さん何かあったらここを押さないよと言ってあげれば、随分一つのアドバイスで命を助けるということができると思いますので、何とぞいい物をつくっても宝の持ち腐れになってはいけないんでよろしくお願ひしたいと思います。

きょうはコロナで短くやるんですが、最後に江田島市地域防災計画の災害対策の目標にこうありました。災害が発生したとき、市内で誰一人として犠牲者を出さない、そのために防災関係機関はもちろんのこと、市内の企業、団体等や市民の一人一人が着実に防災力を向上させておくであります。

先ほどは高齢者の方についての提案でしたが、今回はそういったことも考えて人材育成の取り組みについて、防災士の輩出についてでございます。

江田島市は平成30年7月豪雨で、土砂の流出や川の氾濫などで多大な被害を受けました。幸い、人命にかかわるようなことはございませんでしたが、しかし毎年のようにゲリラ豪雨により、あのとときのすさまじい災害の記憶がよみがえります。そこで、先ほども述べた防災士の育成でございます。

防災士の資格も中学生から取得できることから、人材育成の方法として補助金を創設し、地域に防災士をつくることはどうかという提案です。もしこうした取り組みができれば、災害時の避難誘導活動にも貢献ができ、また防災に対する意識向上にもつながっていくと思うがいかがででしょうか。お願ひします。

○議長（吉野伸康君） 佐野危機管理監。

○危機管理監（佐野数博君） 防災士などの育成を進めていく考えはあるかという御質問だと思います。

防災士につきましては、6月6日の中国新聞の一面にも掲載されておりましたが、広

島県で4,799名の方の登録があるという掲載記事がありました。

防災士とは、阪神淡路大震災の教訓を踏まえた予測不可能な被害に対する十分な意識と一定の知識・技能を習得したことを、NPO法人日本防災士機構というところが認定した民間資格でございますが、この資格を取得するためには、防災士養成研修講座を受講していただき、防災士資格取得試験に合格する必要があります。そして、先ほど議員からもお話がありましたけど、救急救命講習等を受けてその修了書を取得することができんですけど、そのための費用としては6万円ほどかかると伺っておりまして、かなりハードルの高い制度というふうに認識をしております。

江田島市では、今のところ特段、防災士の育成を進めてはおりませんけれども、現在江田島市では防災士と同様の趣旨、目的としました江田島市地域防災リーダー、こちらのほうを設置しまして、自分の地域を守る地域防災リーダーの育成に江田島市としては力を入れております。これには研修料等はいただいております。現在、各自治体ですとか自主防災会のほうで、187名の地域防災リーダーの方に活動していただいております。今年度につきましても50名の育成を予定をしておりますので、江田島市としては今の地域防災リーダーにちょっと力を入れているということです。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 平川議員。

○6番（平川博之君） わかりました。防災リーダーでもすばらしいと思うんですね。そういった今回新型コロナがあつて避難訓練等も市内もなかなかできていない様子で、そういった意識づけできるものがあればどんどんやってもらうのがすごく大事だと思うんです。本当これからも強力的に強くよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは最後に、これは中国のことわざなんですけど「遠水は近火を救ひ難し」という言葉があります。これは、遠くの水で近くの火事は消せないよという意味なんですけど、遠くの親戚等の方よりも近くに住んでいる方のほうが頼りになるということでございます。本当に自助・公助・共助で近所という言葉がありますが、本当にいざというときに遠くにおる親戚よりも近くにいる、住んでいる方が頼りになるということなんで、何とぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

これからも行政職にかかわる皆様のお力により、安全で安心なまちづくりのさらなる構築のために活躍していただくことを期待して、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（吉野伸康君） 以上で、6番 平川議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

（休憩 11時22分）

（再開 11時24分）

○議長（吉野伸康君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 承認第1号

○議長（吉野伸康君） 日程第2、承認第1号 専決処分の報告と承認について（江田島市税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、承認第1号 専決処分の報告と承認について（江田島市税条例等の一部を改正する条例）でございます。

地方自治法第179条第1項本文の規定に基づきまして、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、市民生活部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野伸康君） 江郷市民生活部長。

○市民生活部長（江郷吉行君） 専決処分いたしました承認第1号について、御説明いたします。

議案書18ページをお願いいたします。

このたびの専決処分は、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、江田島市税条例等の一部を改正する必要があるため、地方税法第179条第1項本文の規定により、令和3年3月31日市長名をもって専決処分したものです。

内容につきましては、19ページから28ページまでが改正条文、29ページから41ページまでが新旧対照表、42ページから45ページに参考資料として説明資料を添付しております。

42ページからの参考資料により、主な改正内容について御説明いたします。

1、改正の趣旨について、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、土地に係る固定資産税の負担調整措置、軽自動車税環境性能割の税率区分の見直しなど所要の改正を行う必要があるため、江田島市税条例等の一部を改正するものです。

2、改正の主な内容といたしまして、（1）固定資産税関係、（2）軽自動車税関係、（3）個人住民税関係、（4）その他の改正をそれぞれ行っております。

3、改正文の構成といたしまして、（1）第1条において江田島市税条例の一部を段階的に改正します。（2）第2条において江田島市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正し、法改正に伴う情報ずれの解消等、所要の規定を整理します。

それぞれ主な改正内容について御説明いたします。

まず、第1条による主な改正です。

1、固定資産税の改正について。

土地に係る固定資産税の負担調整措置では、宅地等及び農地の負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、措置年度において価格の下落修正を行う措置など、現行の負担調整措置の仕組みを継続いたします。

次のページに移りまして、その上で、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮

する観点から、令和3年度に限り負担調整等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講じます。特別な措置のイメージを図で示しております。

2、軽自動車税の改正について。

(1) 環境性能割の税率区分の見直し、軽自動車の取得時に燃費基準に応じた税率で課税される環境性能割について、軽減対象車の割合を現行と同水準としつつ、新たな2030年度燃費基準の下で税率区分を見直します。

次の表に、現行と改正後の税率区分を取りまとめております。

44ページに移ります。

(2) 環境性能割の臨時的軽減の延長。

環境性能割の税率を1%分軽減する臨時的軽減について、適応期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得した者を対象とします。

次の表に税率を取りまとめております。

(3) グリーン化特例（軽課）の見直し。

軽自動車を取得した翌年度の課税分の税率を燃費性能等により軽減するグリーン化特例について、重点化等を行った上で2年間延長します。

次の表に、現行と改正後の軽減率を取りまとめております。

45ページに移ります。

3、個人住民税の改正。

新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例では、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための、国税関係法律の臨時特例に関する法律第6条第4項の規定の適応を受けた場合の住宅借入金等特別税額控除について、適応期限を令和17年度分の個人の市民税まで延長いたします。

次の表に、制度の改正前と改正後を取りまとめております。

次に、第2条による主な改正です。

法改正に伴う条項ずれの整備等を行います。

次に附則です。

1、施行期日。

この条例は、令和3年4月1日から施行します。ただし、次の規定はそれぞれに記載する日から施行します。

(1) 第1条中江田島市税条例附則第6条の改正規定は、令和4年1月1日から、

(2) 第1条中江田島市税条例第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに同条例附則第5条第1項の改正規定並びに附則第2条第3項の規定は、令和6年1月1日からとします。

2、経過措置。

条例の施行年度前の課税等に対して、経過措置を設けます。

以上で、今回専決処分いたしました、江田島市税条例等の一部を改正する条例の説明を終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

日程第3 承認第2号

○議長(吉野伸康君) 日程第3、承認第2号 専決処分の報告と承認について(令和2年度江田島市一般会計補正予算(第10号))を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました、承認第2号 専決処分の報告と承認について(令和2年度江田島市一般会計補正予算(第10号))でございます。

令和2年度江田島市一般会計予算におきまして、所要の補正を行う必要が生じたため、地方自治法第179条第1項本文の規定に基づきまして、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長(吉野伸康君) 山本総務部長。

○総務部長(山本修司君) それでは、承認第2号 専決処分の報告と承認について(令和2年度江田島市一般会計補正予算(第10号))につきまして御説明いたします。

議案書の46ページをお願いいたします。

この内容は、2月議会におきまして議決をいただきました、令和2年度一般会計補正予算(第8号)の継続費補正について修正を行う必要となりましたが、議会を招集する

時間的余裕がないため、専決処分をしたものでございます。専決処分年月日は、令和3年3月30日でございます。

別冊の、令和2年度江田島市一般会計補正予算書及び補正予算事項別明細書専決処分の1ページをお願いいたします。

専決処分書でございます。

地方自治法第179条第1項本文の規定によりまして、次のとおり専決処分する。令和2年度江田島市一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（継続費の補正） 第1条 継続費の変更は、「第1表 継続費補正」による。

2ページをお願いいたします。

それでは、継続費補正の内容について御説明をいたします。

令和3年2月定例会におきまして、公共施設再編整備事業の（仮称）切串交流プラザ新築工事設計業務におきまして、予算の減額補正を行ったところでございますが、これに合わせて継続費補正により年割額の変更をすべきところを、変更の記載がこれに漏れておりましたことから、専決処分を行ったものでございます。

第1表 継続費補正、変更の内容は予算の減額補正に伴いまして、令和2年度年割額を1,257万5,000円から653万円に補正し、この総額を4,191万6,000円から3,587万1,000円に変更するものでございます。

また、事項別明細書4ページ、5ページに継続費に関する調書をお示ししております。説明につきましては、以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本件を承認することに決定いたしました。

日程第4 承認第3号

○議長（吉野伸康君） 日程第4、承認第3号 専決処分の報告と承認について（令和2年度江田島市水道事業会計補正予算（第5号））を議題といたします。

直ちに提出者からの提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、承認第3号 専決処分の報告と承認について（令和2年度江田島市水道事業会計補正予算（第5号））でございます。

令和2年度江田島市水道事業会計予算におきまして、所要の補正を行う必要が生じたため、地方自治法第179条第1項本文の規定に基づきまして別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、企業局長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野伸康君） 躍場企業局長。

○企業局長（躍場克之君） それでは、承認第3号 専決処分の報告と承認について御説明いたします。

このたびの専決処分は、資本的支出の企業債償還金の予算が不足することに伴う、令和2年度江田島市水道事業会計補正予算（第5号）の補正を行うものです。

令和2年度江田島市水道事業会計補正予算専決処分の1ページをごらんください。

専決処分書 地方自治法第179条第1項本文の規定により、次のとおり専決処分する。

第1条 令和2年度江田島市水道事業会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算、第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正するものです。第2条本文の下段をごらんください。

第1款 資本的支出の第2項 企業債償還金を1万5,000円増額補正を行い、資本的支出の補正後合計額を3億2,108万8,000円とするものです。

補正の内容につきましては、5ページの種目別内訳表をごらんください。

（1）資本的支出の第2項企業債償還金、第1目企業債償還金の企業債償還金を1万5,000円増額するものです。

1ページに戻っていただきまして、第2条本文をごらんください。

予算第4条、本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億8,856万3,000円」を「1億8,857万8,000円」に、補填財源である「及び建設改良積立金2,904万8,000円」を「2,906万3,000円」に改め、補正するものです。

このたびの補正は、企業債償還金の令和2年度当初予算計上時に見込みの計算ミスによって予算計上を失念しておりました。このため、企業債償還金の不足する額1万5,

000円の補正を行うものです。その他、実施計画は3ページに、キャッシュ・フロー計算書は4ページに記載してあるとおりです。

今後はこのような間違いがないよう事務を的確に行ってまいります。まことに申しわけございませんでした。

以上で説明を終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案を承認することに決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本件を承認することに決定いたしました。

日程第5 承認第4号

○議長（吉野伸康君） 日程第5、承認第4号 専決処分の報告と承認について（令和3年度江田島市一般会計補正予算（第2号））を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、承認第4号 専決処分の報告と承認について（令和3年度江田島市一般会計補正予算（第2号））でございます。

新型コロナウイルス感染症対策として所要の補正を行う必要が生じたため、地方自治法第179条第1項本文の規定に基づきまして、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） それでは、承認第4号 専決処分の報告と承認について（令和3年度江田島市一般会計補正予算（第2号））につきまして、御説明をいたします。

議案書の48ページをお願いします。

内容は、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、ひとり親世帯を対象とした子育て世帯生活支援特別給付金事業の実施に伴いまして予算の補正が必要となりましたが、議会を招集する時間的余裕がないため専決処分をしたものでございます。専決処分年月日は、令和3年4月21日でございます。

別冊の、令和3年度江田島市一般会計補正予算書及び補正予算事項別明細書専決処分の1ページをお願いいたします。

専決処分書でございます。

地方自治法第179条第1項本文の規定によりまして、次のとおり専決処分する。

令和3年度江田島市一般会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,713万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ141億2,948万1,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、補正予算の内容について御説明をいたします。

事項別明細書8、9ページをお願いします。

初めに歳入でございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金は生活支援特別給付金、ひとり親世帯事業費及び事務費補助金の増額補正でございます。

10ページ、11ページをお願いします。

歳出でございます。

3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費は子育て世帯生活支援特別給付金、ひとり親世帯分の給付金及び時間外手当、需用費などの事務費の増額補正でございます。

また、事項別明細書12ページから14ページに給与費明細書をお示ししております。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本件を承認することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。13時まで休憩いたします。

(休憩 11時54分)

(再開 13時00分)

○議長(吉野伸康君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

江郷市民生活部長。

○市民生活部長(江郷孝行君) 先ほどの承認第1号の説明におきまして、専決処分
の根拠規定を地方自治法第179条第1項と申すべきところを、誤って地方税法と説明
しておりました。訂正しておわび申し上げます。

日程第6 報告第1号

○議長(吉野伸康君) 日程第6、報告第1号 令和2年度江田島市一般会計継続費
繰越計算書に関する報告についてを議題といたします。

直ちに提出者から報告を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました、報告第1号 令和2年度江田島市
一般会計継続費繰越計算書に関する報告についてでございます。

令和2年度江田島市一般会計継続費繰越計算書を議案書2ページのとおり調製しまし
たので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、これを議会に報告するもの
でございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長(吉野伸康君) 山本総務部長。

○総務部長(山本修司君) それでは、報告第1号につきまして御説明をいたします。
議案書2ページをお願いいたします。

議決をいただいております継続費の年割額につきましては、あくまでも予定額でござ
いますので、実際の支出額が年割額に達しない場合には、支払い残額を継続費最終年度
まで逡次繰越できるものでございます。またその場合には、繰越計算書を調製し報告す

る必要がございます。

それでは、令和2年度江田島市一般会計継続費繰越計算書でございます。

2款総務費、1項総務管理費、事業名、公共施設再編整備事業費でございます。継続費の総額3,587万1,000円のうち、令和2年度継続費予算現額の計653万円、支出済額及び支出見込額652万9,908円、残額92円を翌年度に繰り越しをいたしました。繰越額に対します財源内訳は、繰越金92円でございます。

次に事業名、大柿市民センター管理運営事業費でございます。継続費の総額1億413万3,000円のうち、令和2年度継続費予算現額の4,165万4,000円、支出済額及び支出見込額ゼロ円、残額4,165万4,000円を翌年度に繰り越しをいたしました。繰越額に対します財源内訳は、繰越金215万4,000円、特定財源としまして地方債3,950万円でございます。

次に3款民生費、2項児童福祉費、事業名、保育施設管理運営事業費でございます。継続費の総額1,505万8,000円のうち、令和2年度継続費予算現額の451万8,000円、支出済額及び支出見込額229万4,292円、残額222万3,708円を翌年度に繰り越しをいたしました。繰越額に対します財源内訳は、繰越金222万3,708円でございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、報告第1号を終わります。

日程第7 報告第2号

○議長（吉野伸康君） 日程第7、報告第2号 令和2年度江田島市一般会計予算の繰越明許費に関する報告についてを議題といたします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、報告第2号 令和2年度江田島市一般会計予算の繰越明許費に関する報告についてでございます。

地方自治法第213条の規定による繰越明許費に関しましては、議案書4ページから6ページまでの繰越計算書のとおりとなりましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、これを議会に報告するものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願いたします。

○議長（吉野伸康君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） それでは、報告第2号につきまして御説明をいたします。議案書4ページをお願いいたします。

令和2年度江田島市一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

一般会計におけます繰越事業は、2款総務費で防災事業、戸籍住民基本台帳一般事業の2事業、3款民生費で介護保険（保険事業勘定）特別会計繰出金、保育施設管理運営事業、子育て支援センター運営事業の3事業、4款衛生費で新型コロナウイルス感染症予防対策事業の1事業、6款農林水産事業費で基盤整備促進事業、畑総維持管理事業、

水産施設維持管理事業の3事業。

このページ下段から、次のページ5ページをお願いします。

7款商工費で、サテライトオフィス等整備事業（新型コロナウイルス感染症緊急経済対策）、商工振興対策事業（新型コロナウイルス感染症緊急経済対策）、観光施設維持管理事業、魅力ある宿泊観光関連施設整備事業の4事業、8款土木費で土木一般事業、地域開発事業特別会計繰出金、道路維持管理事業、道路改良事業、道路整備事業県負担金、道路橋りょう費と河川費の特定防衛施設周辺整備調整交付金事業、河川維持管理事業、急傾斜地崩壊対策事業、急傾斜地崩壊対策事業県負担金、港湾維持管理事業、港湾建設事業県負担金。

6ページをお願いします。

都市下水路維持管理事業の大原ポンプ場と外海ポンプ場、排水機場維持管理事業の中町雨水排水センターと水中ポンプ場等の16事業。

9款消防費で、消防屯所等維持管理事業の1事業。

10款教育費で、スポーツ施設管理運営事業の1事業。

11款災害復旧費で、農業施設災害復旧事業、林業施設災害復旧事業、土木施設災害復旧事業の3事業。

13款諸支出金で下水道事業会計繰出金の1事業でございます。

この合計35事業、総額21億3,953万7,000円の繰越額につきましては、2月の定例会におきまして議決をいただいているところでございます。

そのうち、8款土木費の道路橋りょう費と河川費の特定防衛施設周辺整備事業交付金事業につきましては、令和2年度内に事業が完了し、そのほかの10事業につきましても、進捗状況によりまして繰越額が減となっております。

このことから、翌年度令和3年度への繰越額の総額は20億4,910万5,000円でございます。なお、翌年度繰越額に係る財源内訳につきましては、既収入特定財源ゼロ円、未収入特定財源としまして国・県支出金が7億8,355万円、地方債が3億690万円、その他が1,301万6,000円、そして一般財源が9億4,563万9,000円でございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、報告第2号を終わります。

日程第8 報告第3号

○議長（吉野伸康君） 日程第8、報告第3号 令和2年度江田島市一般会計事故繰越し繰越計算書に関する報告についてを議題といたします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、報告第3号 令和2年度江田島市一般会計事故繰越し繰越計算書に関する報告についてでございます。

令和2年度江田島市一般会計事故繰越し繰越計算書を議案書8ページのとおり調製し

ましたので、地方自治法施行令第150条に第3項において準用する、同令第146条第2項の規定により、これを議会に報告するものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） それでは、報告第3号につきまして御説明をいたします。議案書8ページをお願いいたします。

令和2年度江田島市一般会計事故繰越し繰越計算書でございます。このたびの事故繰越しは江田島市民センター管理運営事業などにおきまして、事業の進行管理の不徹底、部品調達や加工に不測の日数を要したことから期限内の完了が困難となったもの、及び繰越事業として実施しておりました災害復旧事業などにおきまして、作業員の不足によりまして期限内の完了が困難となり、事故繰越をしたものでございます。

繰越事業は2款総務費で、江田島市民センター管理運営事業、集会所等管理運営事業の2事業。4款衛生費で環境センター管理運営事業の1事業。11款災害復旧費で土木施設災害復旧事業の1事業でございます。合計欄の支出未済額1億2,258万8,155円に、支出負担行為予定額5,520万2,845円を加えました総額1億7,779万1,000円が、翌年度令和3年度への繰越額でございます。

なお、翌年度繰越額に係る財源内訳につきましては、既収入特定財源ゼロ円、未収入特定財源としまして、国・県支出金が9,562万1,000円、地方債が2,200万円、一般財源が6,017万円でございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、報告第3号を終わります。

日程第9 報告第4号

○議長（吉野伸康君） 日程第9、報告第4号 令和2年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計予算の繰越明許費に関する報告についてを議題といたします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、報告第4号 令和2年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計予算の繰越明許費に関する報告についてでございます。

地方自治法第213条の規定による繰越明許費に関しましては、議案書10ページの繰越計算書のとおりとなりましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、これを議会に報告するものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 仁城保健福祉部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） それでは、報告第4号につきまして御説明をいたします。

議案書10ページをお願いいたします。

令和2年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計繰越明許費繰越計算書でございます。繰越事業は1款総務費で介護保険一般事業、介護保険システム改修業務委託の1事業でございます。この1事業153万6,000円の繰越額につきましては、2月の定例会におきまして議決をいただいているところでございます。

なお、翌年度繰越額に係る財源内訳につきましては、一般財源のみでございます。

説明につきましては、以上となります。

○議長（吉野伸康君） 以上で、報告第4号を終わります。

日程第10 報告第5号

○議長（吉野伸康君） 日程第10、報告第5号 令和2年度江田島市地域開発事業特別会計予算の繰越明許費に関する報告についてを議題といたします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、報告第5号 令和2年度江田島市地域開発事業特別会計予算の繰越明許費に関する報告についてでございます。

地方自治法第213条の規定による繰越明許費に関しましては、議案書12ページの繰越計算書のとおりとなりましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、これを議会に報告するものでございます。

内容につきましては、土木建設部長から説明をいたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 水頭土木建設部長。

○土木建設部長（水頭顕治君） それでは、報告第5号につきまして御説明をいたします。

議案書12ページをお願いいたします。

令和2年度江田島市地域開発事業特別会計繰越明許費繰越計算書でございます。繰越事業は、1款地域開発事業費、事業名、地域開発事業の1事業でございます。繰越額につきましては、2月定例会で御議決いただいた翌年度繰越額と同額でございます。財源の内訳につきましては、その他一般会計繰入金でございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、報告第5号を終わります。

日程第11 報告第6号

○議長（吉野伸康君） 日程第11、報告第6号 令和2年度江田島市水道事業会計予算の繰越に関する報告についてを議題といたします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、報告第6号 令和2年度江田島市水道事業会計予算の繰越に関する報告についてでございます。

地方公営企業法第26条第1項の規定による予算の繰越しに関しましては、議案書14ページの繰越計算書のとおり予算を繰り越した旨の報告がありましたので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告するものでございます。

内容につきましては、企業局長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 躍場企業局長。

○企業局長（躍場克之君） それでは、報告第6号につきまして、議案書14ページの令和2年度江田島市水道事業会計予算繰越計算書により御説明いたします。

繰り越した事業は、資本的支出、建設改良費の災害復旧事業を2,115万円繰り越したものでございます。事業内容といたしましては、三高地区の木下川沿線の水道管災害復旧工事を繰り越したもので、河川や私道の災害復旧工事が遅れたことなどにより、令和2年度内の完成が困難となったため、令和3年度へ繰り越したものです。

2月定例会で議決をいただいた翌年度繰越額と同額でございます。繰り越しに係る財源内訳は、企業債390万円、国庫補助金829万8,000円、当年度損益勘定留保資金895万2,000円でございます。

以上で、報告第6号の説明を終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で、報告第6号を終わります。

日程第12 報告第7号

○議長（吉野伸康君） 日程第12、報告第7号 令和2年度江田島市下水道事業会計予算の繰越に関する報告についてを議題といたします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、報告第7号 令和2年度江田島市下水道事業会計予算の繰越に関する報告についてでございます。

地方公営企業法第26条第1項の規定による予算の繰越しに関しましては、議案書16ページの繰越計算書のとおり予算を繰り越した旨の報告がありましたので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告するものでございます。

内容につきましては、企業局長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 躍場企業局長。

○企業局長（躍場克之君） それでは、報告第7号につきまして、議案書16ページの令和2年度江田島市下水道事業会計予算繰越計算書により御説明いたします。

繰り越した事業は、資本的支出、建設改良費、管渠整備事業ほか2事業を2億2,200万円繰り越したものでございます。事業内容といたしましては、管渠整備事業につきましては令和3年度に予定していた深江地区のナンバー3、マンホールポンプの制御盤更新工事を国の3次補正予算により前倒して対応することが可能となったことから、年度をまたぎ繰越工事として実施するものです。

次に、処理場整備事業については、江田島中央浄化センターの更新工事を日本下水道事業団に委託し実施していますが、分散勤務などの人材不足等の影響により、二度の入札不調となり、令和2年度内の完成が困難となったことによるものです。また災害復旧事業については、大須・差須浜地区の下水道管、災害復旧工事を予定していましたが、里道災害復旧工事の完成がおくれたことにより2年度内の完成が困難となったため、令和3年度へ繰り越したものです。

2月定例会で議決をいただいた、翌年度繰越額と同額でございます。

3事業の繰り越しに係る財源内訳は、企業債4,250万円、国庫補助金1億1,949万円、一般会計負担金3,910万円、損保勘定留保資金2,091万円でございます。

以上で、報告第7号の説明を終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で、報告第7号を終わります。

日程第13 議案第46号

○議長（吉野伸康君） 日程第13、議案第46号 江田島市工場立地法地域準則条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者からの提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第46号 江田島市工場立地法地域準則条例案についてでございます。

工場立地法第4条の2第1項の規定に基づき、同法第4条第1項の規定により公表された緑地面積率等にかかる準則に代えて、江田島市において適応すべき準則を定めるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、産業部長から説明をいたします。よろしくお願いたします。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） それでは、江田島市工場立地法地域準則条例案について説明をいたします。

50ページから52ページには制定する条例案を、53ページから54ページには参考資料を添付しております。

それでは、53ページ、54ページの参考資料により説明をさせていただきます。

53ページをお開きください。

1、背景及び趣旨です。

製造業等に属する事業者の工場の設置については、工場立地法及びこの法に基づく政省令等で、工場の敷地面積に対す緑地や環境施設等の面積の割合を定めた準則が定められており、一定規模以上の工場を設置する事業者はこれらを守るよう義務づけられています。

また、市町村は地域の実情に応じ、国が定めた基準の範囲内で緑地面積率等について

国準則に代えて適応すべき地域準則を条例で定め、国準則による規制を緩和することができるものとされております。

このたび、企業立地促進の観点から、本市における地域準則を定めるためこの条例を制定いたします。

2、条例の概要です。

準工業地域及び用途地域の定めのない区域について、緑地面積率等の基準を次の表のとおり緩和いたします。

左側に国が定める基準、右側には条例案による基準を示しております。例えば緑地面積率について国が定める基準は、市内全域20%以上でありますけれども、条例案では準工業地域で10%以上、用途地域の定めのないところでは5%以上に緩和するものでございます。

54ページをごらんください。

3、規定内容は表のとおりです。

4、施行期日は公布の日からでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で、説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

岡野議員。

○4番（岡野数正君） それでは、2点ほどお伺いします。

この前、全員協議会でも聞かれたとは思いますが、この工場立地法地域準則条例の制定というのは、なぜこの時期に行われるのかというのが一点。もう一点は、制定することによって企業誘致がどのように有利に働くのか、この点について御説明をお願いしたいと思います。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） 初めに、なぜこの時期に企業立地法なのかという御質問でございます。

これにつきましては、皆さんもきのうの市長の市政報告にもございましたように、今、江田島市に何か風が吹いているように感じておりまして、より企業立地を進める上でもこの条例の制定が必要と考えております。

それから、2つ目の企業立地法を条例を定めることによって何がメリットなのかということについてでございます。

例えば緑地面積率を緩和するということにつきましては、企業側にとっては敷地を有効利用するという幅が広がります。事務所や駐車場の拡張が可能となったり、緑地を管理するためにかかっていた維持管理費が、緑地面積が減ることによって維持管理費も少なくなるというふうに思います。

また行政にとりましては、江田島市はほかの島嶼部と同じでなかなか平地が少ない島でございますので、こういった少ない平地を有効利用していただくことによって企業立地が進むものと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○4番（岡野数正君） わかりました。こうした企業誘致に有利な条例制定をするわけですから、今後まだまだ今から江田島市にどういった企業が入ってこられるかわかりませんが、そうした際にはしっかりとその点についてもアピールをして、江田島に非常に有利な形でこういうふうにお迎えできますよというのをアナウンスしていただきたいというのをお願いして、質問を終わります。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑はありませんか。

山本秀男議員。

○12番（山本秀男君） 1点だけお聞きしますが、これは都市計画区域内に限ってですか。都市計画区域以外については準用しないということでもいいんですか。そこらあたりを教えてほしいんですが。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） 建築基準法に指定されているところでいえば、用途地域に指定されていないところにも適応されます。

もともと都市計画区域が設定されていないところではそういった規制はありませんので、必要ないというんですか、関係ないというんですか、都市計画区域外ではこの法は適用されません。

○議長（吉野伸康君） 登地議員。

○15番（登地靖徳君） 今の説明はちょっと問題ありかなという気はするんだけど、53ページに、条例案による基準のところ、用途地域の定めがない区域は5%以上、そういう項目があるんじゃない、これはどうなりますか。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） すみません、不慣れなもので。

用途地域、53ページの下のところの右側の件ですね。

○15番（登地靖徳君） そうそう。

○産業部長（泊野秀三君） 用途地域の定めのない区域というのは、都市計画区内で用途地域の定めのない区域ということになります。都市計画区域に設定されていないところは、そもそもその用途区域が設定されておりませんので、全区域対象外ということになると思います。

○議長（吉野伸康君） よろしいですか。

登地議員。

○15番（登地靖徳君） 部長が説明するのだからそれが正しいのかなと思うんですが、僕の思いではいわゆる都市計画区域以外のところ、定めがないところも5%になるというふうに考えてみたんですが、違いますかね。

○議長（吉野伸康君） 休憩。

（休憩 13時35分）

（再開 13時35分）

○議長（吉野伸康君） 休憩をといて審議に入ります。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって質疑を終結いたします。

本議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第47号

○議長(吉野伸康君) 日程第14、議案第47号 江田島市手数料条例等の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました、議案第47号 江田島市手数料条例等の一部を改正する条例案についてでございます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長(吉野伸康君) 山本総務部長。

○総務部長(山本修司君) それでは、議案第47号について説明いたします。

議案書56ページに条例案を、参考資料として57ページ、58ページに新旧対照表を、59ページに条例案の趣旨などについて添付をいたしております。参考資料により説明いたします。

59ページをお願いいたします。

1、改正の趣旨でございます。

このたびの改正は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴いまして、関係条例において所要の改正を行うものでございます。

2、改正する条例は、次の3つでございます。

(1) 江田島市手数料条例

(2) 江田島市個人情報保護条例

(3) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

以上の3つでございます。

3、改正の内容です。

2(1)の江田島市手数料条例につきましては、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードを発行するものとして明確化されたため、個人番号カードの再発行手数料の規定を削るもので、ほかの2条例につきましては引用する法律に号ずれが生じたため、既定の整理を行うものでございます。

議案書56ページをお願いします。

この、それぞれの改正内容を第1条から第3条に規定し、附則として法律の施行期日と合わせ令和3年9月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○議長(吉野伸康君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 15 議案第 48 号

○議長（吉野伸康君） 日程第 15、議案第 48 号 江田島市下水道条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第 48 号 江田島市下水道条例の一部を改正する条例案についてでございます。

下水道使用料を改定するため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、企業局長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野伸康君） 躍場企業局長。

○企業局長（躍場克之君） それでは、議案第 48 号 江田島市下水道条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

本案は、下水道使用料の改正を行うものでございます。改正の理由でございます。江田島市の下水道事業は、人口減少に伴う使用料収入の減少、施設の老朽化に伴う維持管理費の増加により、下水道使用料の収入だけでは経費を賄っていない状況です。その不足分を一般会計からの繰入金で補っており、繰入金は年々増加しています。

下水道事業の継続的で安定的な基盤強化を図るため、下水道使用料の適正化について、令和元年 12 月に上下水道事業審議会に諮問しました。審議会では 4 回の審議を行い、委員の皆様からさまざまな御意見や御提案をいただき、令和 3 年 1 月に審議会から下水道使用料の改定を実施すべきとの答申を受けました。

この答申を踏まえて、より一層の経営改善に取り組みながら、かつ使用料収入を増大し安定的な財源を確保することにより、一般会計からの繰入金を縮小するものです。このようなことを考慮し、このたびの改正を提案するものでございます。

議案書 61、62 ページに改正条文、63 ページに参考資料として新旧対照表を添付しております。参考資料の新旧対照表により御説明いたしますので、63 ページをお願いいたします。

下水道条例の新旧対照表でございます。表の左側が改正案で右が現行でございます。3 行目、別表第 2（第 20 条、第 22 条関係）をお願いします。

種別 1 か月の基本排出量については、変更はございません。基本料金は現行が 660 円、改正案が 725 円、また超過排出量区分を現行の 6 段階から、改正案では 7 段階に細分化しました。これは、細分化することにより使用者の節水努力を促すとともに、負担感を軽減しようとするものです。

超過排出量区分及び超過料金については、現行、改正案それぞれ記載のとおりです。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

岡野議員。

○4番（岡野数正君） 二、三、質問させていただきます。

まず、これは6月12日土曜日の中国新聞です。内容を申し上げますと、江田島市下水道料金値上げへと、10月から標準世帯で17.2%の値上げということが出ております。記事の内容の中で、2019年度の汚水処理費は約2億8,000万円で、使用量収入は約2億4,900万円だった。施設の維持管理費などを含む総事業費のうち、使用料で賄えない約1億2,900万円を一般会計からの繰入金で穴埋めしたというふうに記事が掲載されております。

それを受けまして今回の値上げをすることによって、この一般会計の繰入金をどこまで下げることができるのか、この点についてまず伺いたいと思います。

○議長（吉野伸康君） 躍場企業局長。

○企業局長（躍場克之君） 一般会計からの繰入金のことについての質問ですが、今回の使用料改定によって、年間消費税抜きで約5,400万円の増加を見込んでいます。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○4番（岡野数正君） わかりました。5,400万円の増加ということですね、それでよろしいんですね、はい。

今後とも人口減少が進む中で、利用者というのはこれからさらに少なくなってくると思います。そうした現象をどのように予想されているのか、どれくらいのところまで減っていくと。そういうことになってくると当然また将来不安が出てくるんですけれども、まず利用者がどれくらい落ち込んでいるのかというのを教えてください。

○議長（吉野伸康君） 躍場企業局長。

○企業局長（躍場克之君） 利用者の人口減の御質問なんですが、今後とも江田島市の人口は減少していくものと予測されます。

まず人口については、国立社会保障人口問題研究所、いわゆる社人研の推計を基礎として予測人口を割り出し、それに基づき一人区域内人口、水洗化人口の予測を算出しました。令和30年度の水洗化人口の決算額は、1万2,091人となっております。それを今の予測値に当てはめると、令和10年度では1万245人になるという計算結果が得られました。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○4番（岡野数正君） わかりました。かなり利用者も減っていくということでわかったんですが、このままいきますと当然数年後には、また値上げをしなくてはならないというふうに考えるわけです。今回たまたま10年での値上げということでしたけれども、もっと短いスパンになるのではないかとというのが非常に心配なところではあるんですが、これに対する何か改善策というのはお考えですか。教えてください。

○議長（吉野伸康君） 躍場企業局長。

○企業局長（躍場克之君） 議員おっしゃるとおり人口の減少、維持管理費の増加によりまして、下水道事業会計は大変厳しくなることが予測されます。将来においても、

値上げをしなくてはならない時期はやってきます。施設の長寿命化による更新費用や維持管理費の節減等に取り組んで、値上げをする時期を少しでも後年となるよう努力してまいりたいと思います。

また、今後の改善策としては、切串浄化センターを廃止し江田島中央浄化センターへ統合することも視野に検討をしていきます。統合する時期といたしましては、切串浄化センターの施設老朽化に伴う更新時期に江田島中央浄化センターの汚水処理能力と統合した場合の汚水流入量の状況を見極めながら、統合する時期を検討していこうと思っております。

また、平成31年4月に広島県内の市・町の枠を超えた下水道事業の広域化、共同化への取り組みについて協議を行う広島県下水道事業広域化・共同化検討会が設立されました。江田島市もこの検討会で、今後維持管理費や施設更新費の縮減につながるよう十分に検討して対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑はありませんか。

胡子議員。

○13番（胡子雅信君） すみません、1点質問させてもらいます。

このたびの下水道使用料の改定に当たっては、審議会の答申に基づいてということであるかと思えます。一つには、汚水処理費を100%回収、そしてかつ赤字補填のために一般会計繰入金を70%回収ということで、このたび令和3年度のこの改定の数値になったかと思えます。

先ほど岡野議員のほうからもありましたけれども、やはりこの人口減少が進む中で、どうしてもやっぱり値上げというものは、また次にあるだろうということがございますが、改定の時期ということであれば、答申の中でおおむね4年ごとの見直しということが適当と提案されていますが、そうすると今令和3年度、このたび改定しますと、4年後となると次に起こるであろう改定時期、もし今の現状でどんどん人口が減るという前提の中では、令和7年度ということではよろしいでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 躍場企業局長。

○企業局長（躍場克之君） 審議会等でもいろいろ審議していただいた中で、我々がいろいろなデータをもとに試算した中では、今のところ胡子議員がおっしゃったとおり汚水処理費の100%回収、赤字補填の70%補填ということを見ると、令和7年度にその時期がやってくるという試算なんですが、先ほど岡野議員の質問にもありましたように、企業局としては少しでも経費削減を図りながら一年でも長く今の現行料金で対応して経営をしていきたい、ただいろいろな条件もありますのでひょっとしたら前倒しになるかもしれません、その場合には審議会等にまた諮問いたしまして、料金改定のごことは検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○13番（胡子雅信君） わかりました。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

泊野産業部長。

○産業部長(泊野秀三君) 失礼します。

先ほどの、私の江田島市工場立地法地域準則条例案の説明に対する山本秀男議員に対する質問の回答に誤りがありましたので、訂正させていただきます。

この工場立地法地域準則条例案は、市内全域が対象となります。用途地域の定めのない地域とは、登地議員さんがおっしゃったように都市計画地域外も含めておりますので、おわびして訂正をいたします。大変失礼しました。

○議長(吉野伸康君) この際、暫時休憩いたします。14時10分まで休憩します。

(休憩 13時55分)

(再開 14時10分)

○議長(吉野伸康君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

泊野産業部長。

○産業部長(泊野秀三君) 度々すみません。

先ほどの工業立地法の区域についての説明をいたします。

参考資料の53ページを見ていただけますでしょうか。

2の条例の概要のところの下の表の右側なんですけれども、条例案による基準とございまして、例えば緑地面積率で準工業地域とありますものは、都市計画区域に指定している江田島町、大柿町の中の準工業地域については10%以上です。それから右側の用途地域の定めのない地域の5%以上というのは、江田島町、大柿町の用途地域の定めのない区域と、それに能美町、沖美町の都市計画区域外も含まれるという解釈でございます。

以上でございます。失礼しました。

日程第 1 6 議案第 4 9 号

○議長（吉野伸康君） 日程第 1 6、議案第 4 9 号 令和 3 年度江田島市一般会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第 4 9 号 令和 3 年度江田島市一般会計補正予算（第 3 号）でございます。

令和 3 年度江田島市一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 5, 5 6 8 万 3, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 4 2 億 8, 5 1 6 万 4, 0 0 0 円とする。第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の部分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の追加は、「第 2 表 継続費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願いたします。

○議長（吉野伸康君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） それでは、議案第 4 9 号につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明いたします。

事項別明細書の 1 6、1 7 ページをお願いいたします。

歳入からでございます。

1 5 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金は戸籍システム副本全件送信事業補助金の増額補正でございます。2 目民生費国庫補助金は、生活支援特別給付金その他世帯分事業費及び事務費補助金の増額補正でございます。3 目衛生費国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金の増額補正でございます。

1 6 款県支出金、2 項県補助金、3 目衛生費県補助金は、妊産婦支援事業緊急補助金の増額補正でございます。1 9 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金は、財源調整に伴います減額補正でございます。1 0 目公共施設整備基金繰入金は、交通船更新事業に伴います増額補正でございます。

1 8、1 9 ページをお願いします。

2 1 款諸収入、5 項 4 目雑入は自治総合センター助成金、火災共済給付金の増額補正及び産後ケア事業自己負担金の減額補正でございます。2 2 款 1 項市債、1 目総債は、一般単独事業債（合併特例・公共施設再編整備事業）及び過疎対策事業債（交通船更新事業）の増額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

今回の歳出補正予算の主なものは、子育て世帯生活支援特別給付金事業のほか、交通船更新事業に伴います特別会計への繰出金などの補正を計上しております。

20、21ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費は、旧大君保育園の売却に伴います国・県返還金の増額補正及び公共施設再編整備事業の財源更正を行っております。6目企画費は、交通船更新事業特別会計におきまして実施いたします交通船更新事業に伴います繰出金の増額補正でございます。12目安全対策費は、宝くじ助成事業の採択に伴いますコミュニティ助成事業補助金の増額補正でございます。3項1目戸籍住民基本台帳費は、財源更正でございます。

このページ下段から22、23ページをお願いいたします。

3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費は、子育て世帯生活支援特別給付金事業の実施に伴います給付金及び事務費の増額補正でございます。3目保育施設費は、認定こども園きりくし建設予定地の土地調査業務委託料の増額補正でございます。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費は、新型コロナウイルス感染症予防対策に伴います職員時間外手当の増額補正でございます。3目母子保健費は、財源更正でございます。

24、25ページをお願いいたします。

8款土木費、6項住宅費、3目住宅建設費は、火災で焼失した公営住宅の撤去に伴います工事請負費の増額補正でございます。10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費は、大柿中学校消火栓配管施設取りかえに伴います工事請負費の増額補正でございます。

予算書4ページにお戻りください。

第2表 継続費補正でございます。追加としまして、交通船事業特別会計繰出金1件をお願いしております。

続きまして5ページをお願いします。

第3表 地方債補正でございます。追加といたしまして、過疎対策事業債で交通船更新事業の1件を、変更といたしまして、一般単独事業債で合併特例事業、公共施設再編整備事業の1件をお願いしております。

なお26、28ページに給与費明細書、30、31ページに継続費の進行状況等に関する調書、32ページに地方債現在高の見込みに関する調書をお示ししております。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

山本秀男議員。

○12番（山本秀男君） 1点ほどお聞きします。

21ページの中ほどの防災事業費のコミュニティ助成事業、宝くじの助成事業というふうに聞いたんですが、どこの自治会か内容をちょっと教えていただきたいんですが、この助成事業の内容を教えてください。

○議長（吉野伸康君） 佐野危機管理監。

○危機管理監（佐野数博君） 今の防災事業費の補正についてですけども、これは通常1件しかないところを今年2件採択されたので補正をするものであります。その2件につきましては、山田自主防災会と中郷・向側自主防災会の2件が採択されたものであります。山田自主防災会につきましては、発電機ほか防災資材とこれがもともと200万円の予算が組んでありました。このたびの180万円につきましては、中郷・向側自主防災会で投光器ほか防災資材として聞いております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第50号

○議長（吉野伸康君） 日程第17、議案第50号 令和3年度江田島市交通船事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第50号 令和3年度江田島市交通船事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和3年度江田島市交通船事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,505万8,000円を追

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,815万8,000円とする。
第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費)

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

内容につきましては、企画部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長(吉野伸康君) 奥田企画部長。

○企画部長(奥田修三君) それでは、議案第50号 令和3年度江田島市交通船事業特別会計補正予算(第1号)について、まず補正予算の概要を説明させていただきます。

このたびの補正予算は、中町・宇品航路で使用する船舶を新たに建造するための工事請負費及び造船事業者を選定するためのプロポーザル審査に要する経費を補正するものです。

それでは、詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書で説明させていただきます。

事項別明細書の36、37ページをお願いいたします。

最初に、歳入からです。

1款繰入金、1項1目一般会計繰入金は新造船の建造費の一部を一般会計から繰入金として繰り入れるものの増額補正です。4款1項市債、4目交通事業債は新造船の建造費に充当するため、交通事業債を起債するものの増額補正です。

続いて、歳出です。38ページ、39ページをお願いします。

1款1項1目事業費は、造船事業者を選定するために開催するプロポーザル審査委員会の委員報酬及び費用弁償、また新造船の建造に伴う工事請負費、これらの増額補正です。

42ページ、43ページをお願いいたします。

継続費に関する調書です。新造船の建造は令和3年度と令和4年度の2か年にわたって行うため、建造費用として総額4億5,000万円を継続費として計上しております。建造費につきましては令和3年度に総額の半額を支払い、令和4年度に残りの半額を支払う予定です。財源として令和3年度、令和4年度の2か年とも交通事業債と一般財源として一般会計からの繰入予定額を計上しております。

なお、一般会計からの繰入金の財源につきましては、過疎対策事業債が総額2億240万円、公共施設整備基金からの繰入金が総額4,500万円となっております。

以上で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,505万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,815万8,000円とする。

交通船事業特別会計補正予算(第1号)の説明を終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

胡子議員。

○13番（胡子雅信君） すみません、1点だけ教えてください。

事項別明細書の39ページになるんですけど、プロポーザル審査委員会報酬が計上されています。これは外部識者も委員会の委員としているのかどうか、この点だけ教えてください。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） 江田島市プロポーザル方式実施要項の規定によりまして、副市長を委員長とし内部委員を2名、特別委員として操船、船の公務、公共交通に知見がある方など5名、計8名に委嘱したいと考えております。職員以外の委員の方に対する報酬ということになります。

以上です。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑はありませんか。

酒永議員。

○7番（酒永光志君） 前回の全員協議会の際にこれら財源についてお願いをしたわけですが、今回企業債が約半額、それと残りを過疎債という格好の財源構成出てるわけですが、そのときにお願したのは、これらを、例えば市が建造するわけですから、建造したものを企業局のほうに貸し出すというか、そこらあたりのあれで、例えば過疎債が全額充当にならないかな、また国の交付金等々で検討をして一般財源の持ち出しをできるだけ少なくするというお願いをしたわけですが、そこらあたりは十分に検討された結果のこの数字でございましょうか。お聞きします。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） 酒永議員さんからの全員協議会の際に質問をいただいて、その後に広島県を通じて総務省のほうに確認いたしました。

公営企業において過疎対策事業債を起債する場合、起債額の限度額は事業費の半分までとなることを確認しました。今回の場合であれば、新造船の建造費用の総額から公共施設等整備基金を除いた4億500万円の半分である2億250万円が過疎対策事業債の限度額となることを確認しております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑はありませんか。

沖元議員。

○10番（沖元大洋君） 1つだけお尋ねしますが、4億500万円と簡単に建造するわけですが、市民のどれくらいの割合でこの4億500万円に入っておるんか、ちょっと説明してください。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） 直接市が持ち出しする金額ということだろうと思います。

過疎対策事業債においては、70%が交付税で返ってくるということがありますので、

それを除く部分。

沖元議員、申しわけないんですが、ちょっと計算の上回答させてもらってもよろしいですか。

○議長（吉野伸康君） 沖元議員。

○10番（沖元大洋君） はいじゃあ引き続き質問しますけども、新造船つくったら前に運行しとった古い船があります。これの後処理はどういうふうにするように計画しておるか、ちょっと説明してください。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） 新造船ができて進水した後は、今現在就航している船について売却する予定であります。

○議長（吉野伸康君） 沖元議員。

○10番（沖元大洋君） これは、売却する予定ですと今答弁されたんですが、新造船をつくる前に、この古い船を売却することからまずかかるのがまず筋道やと思うんですがね。これ逆じゃないか思う。もし売れんかったらどうするわけ。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） 今現在、実際にもう就航して運用しておりますので、これを先に売るっていうことは現実的には不可能、新しい船ができてそれのかわりになりますので、今現在の物が売れるという状況なので、先に売っちゃうとちょっと運航に支障が出るというところですよ。

○議長（吉野伸康君） 沖元議員。

○10番（沖元大洋君） わしが言うのは、先に売れいうんじゃないんよ。先に売り先を見つけといてから、新造船をつくるのが筋道じゃないんかいうこと。でなければ、この船が売れんかったら、資料なんか見ると製造中止、造船所が倒産、いろいろな方角から見ても物すごい不備な船じゃろう思うんよ。

一番いいのはエンジン載せかえて修理して再利用するんがええんじゃろう思うんですがね。それもできんのじゃったら、あなたらが計画する上で先に売り先を見つけ、フィリピンなりインドネシアなり、東南アジアのほうに売り先を見つけといて、見つかったから新造船をつくろうじゃないの。5,000万円浮くよこれで、いうふうな計画を立てて、こりゃ非常に無計画な事業の推進じゃろうと思うんですけど、どう思います。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） 私も詳しいことはよくわからないんですが、船の売買に関しては専門のブローカーがいらっしゃって、その方たちが海外のほうへ船の需要があるかどうか、その時々タイミングにおいて随分船価というのは変わるらしいんです。相手先も当然時事において変わってくるということがあって、うちが実際にこのタイミングで売れますよっていうものをブローカーに示した上で、その買手を探すっていう手順になるというふうに考えております。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） すみません、先ほどの沖元議員さんからの市の持ち出しの部分なんですけど、1億4,168万円が持ち出しとなるということです。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑はありませんか。

山本秀男議員。

○12番（山本秀男君） 財源ですよ。起債で賄うということですが。例えば日本財団B&Gですよ、あるいは防衛周辺事業等、国費でやられるようなことは考えたのか、駄目だったのか、そこらあたりを教えてください。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） まず前提として、この船をつくるのは公営企業であるというところで、国費の補助がその公営企業に対して活用できるのかというところは、正直なところ問い合わせまではやっておりません。今現在、私どもが探り得る範囲で、最も有利な財源をこのたび積み上げてきたというところで、御理解いただきたいと思います。

○議長（吉野伸康君） 山本秀男議員。

○12番（山本秀男君） 結局、この事業に対してさっきからありますが、経費節減にどのように考えられたのか、そこらあたりを総体的に説明してほしいんですが。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） まず経費の節減につきましては、まず船の大きさ、定員です。乗降客をどの程度載せられるか、このあたりを今現在運航している事業者と調整して、150名程度の定員でいけるということで最小限の船、混雑時に活用する船で最小の人員が150名であることを算定して、その船でなおかつ速力を確保できる船、という条件において経費を最小にしていこうということで、エンジンの大きさを含め造船業者と十分な調整を図ってまいったというところが経緯でございます。

○議長（吉野伸康君） 山本秀男議員。

○12番（山本秀男君） 細部までわかりました。

それで、全員協議会で資料をもらうた内容についてプロポーザルで決定するんだと、それで造船所で2社ほど参考に見積りもしたりしておりますね。

それで私が言いたいのは、今のニュー千鳥とかロイヤル千鳥ですか、これは大阪の三保造船所で製作しとるんですよ。この会社調べたら、もう10年前に倒産しておるんですわいの。それで私は、新造船、あまり賛成じゃないんじやけど、潰れるような会社をプロポーザルに参加させないように、立派な造船所を選んでもらいたい。

まだ言えば、この潰れた箕面造船所で、今でもあれば恐らく修繕も可能だったんじゃないかいうふうに個人的に思うんです。だから、今度プロポーザルで選ぶときには立派な造船所をお願いしたいということで終わります。

○議長（吉野伸康君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 先ほど企画部長のほうで起債にかかわる経費の説明をさせていただきましたが、一部誤りがございましたので訂正をさせていただきます。

新造船建設にかかわります4億5,000万円、このうち基金のほうを活用させていただくものが4,500万円、過疎債で2億240万円、交通事業債のほうで2億260万円、4億5,000万円なんですけれども、この過疎債の部分に交付税の措置がされます。

先ほど企画部長が説明いたしました1億4,160万円は、過疎債の交付税の措置される部分のほうを説明しておりまして、市として持ち出しになりますのが3億832万円ほど、この中に公共施設の整備基金も含まれておるということでございます。

以上です。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 発議第1号

○議長（吉野伸康君） 日程第18、発議第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

直ちに提出者からの趣旨説明を求めます。

山本秀男議員。

○12番（山本秀男君） 発議第1号。

令和3年6月16日。

江田島市議会議長 吉野伸康様。

提出者 江田島市議会議員 山本秀男。

賛成者 江田島市議会議員 酒永光志。

賛成者 江田島市議会議員 岡野数正。

賛成者 江田島市議会議員 上本一男。

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出について。

上記の議案を別紙のとおり江田島市議会会議規則第14条第1項の規定により、提出

します。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣、経済財政政策及び地方創生・規制改革であります。

内容については、別紙のとおりでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

胡子雅信議員。

○13番（胡子雅信君） 私は、反対討論をいたします。

財政が厳しい江田島市におきまして、国に対して地方財政の充実・強化を求める意見書を提出することについては、否定するものではありません。

しかしながら、このたびの意見書（案）に掲げてある要求事項のうち、7項目めをごらんいただきたいと思っております。

ここには、特別交付税の配分に当たり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこととあります。現行の江田島市職員の給与の諸手当は、国の支給基準を下回っており、7項目めにある自治体には江田島市は該当しておりません。

しかしながら、全国の自治体では国の基準よりも多く諸手当などを支給する交付税交付団体もあります。国も財政が厳しい中で、国家公務員よりも多くの諸手当を支給する自治体へ、特別交付税の満額回答を要求することを国に意見するのは適当ではないと考えております。

まずは、国に財政・財源を要求するに当たり、職員の諸手当等も国と同等並みであることが相当と考えます。このことから、本意見書（案）の提出について反対いたします。

○議長（吉野伸康君） 賛成討論はありませんか。

酒永光志議員。

○7番（酒永光志君） 7番議員、酒永光志は地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出について、賛成の立場で討論に参加いたします。

新型コロナウイルスの出現により、江田島市はもとより全国の地方自治体には新たな

行政需要が発生をしています。と同時に、従来からの行政サービスに対する需要もこれまで以上に高まりつつあります。こうした地方の財源対応について、国は新型コロナウイルスへの対応で巨額の財政出動が行われ、2022年度以降の地方財源が十分に確保されるのか、我々地方にとっては不安が残っております。

この意見書は、2022年度政府予算と地方財政の検討に当たって、コロナ禍による新たな行政需要等、歳入歳出を的確に見積り地方財政の確立を目指してもらおうよう、江田島市だけでなく地方自治体全体の意見として国に求めるものであります。

よって、私はこの意見書の提出について賛成をいたします。

○議長（吉野伸康君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

閉 会

○議長（吉野伸康君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全て終了いたしました。

これで、令和3年第2回江田島市議会定例会を閉会いたします。

皆さん、御苦労さまでした。

（閉会 14時51分）

地方自治法 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

江田島市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員